

新たな第二神明道路料金に関する提案
(神戸市以西の高速道路を賢く使う料金体系)

平成29年12月

兵 庫 県
神 戸 市
明 石 市

阪神都市圏の高速道路料金は、昨年12月に示された「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」に基づき、本年6月に、対距離制、5車種区分へ統一され、公平かつシンプルでシームレスな料金体系が実現したとともに、大阪湾岸道路西伸部などミッシングリンク解消の観点も踏まえたものとなりました。

一方、「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」では、第二神明道路など神戸市以西の高速道路料金は、神戸西バイパスなど兵庫県内のネットワーク整備の観点も踏まえ、早急に見直しの成案を得ることとされており、新料金の導入は見送られたところです。

神戸市以西の道路ネットワークは、さまざまな課題を抱えています。特に神戸から播磨地域にかけての臨海部においては、第二神明道路や国道2号などで慢性的な渋滞が発生しており、地元の産業や沿道環境にも影響を与えています。

こうしたことから、高速道路の利便性が高まり、一般道も含めた自動車交通流動が最適化され、阪神圏の高速道路ネットワークと一体となってその機能が最大限発揮される「神戸市以西の高速道路を賢く使う料金体系」を実現していただきたいと考えております。

つきましては、下記の様な視点について、特にご配慮願います。

記

1. 第二神明道路は早くから整備され、料金水準が著しく低く抑えられていることから、料金見直しにより利用者の大幅な負担増とならないよう配慮するとともに、料金未徴収区間を解消することで、利用者の公平性を確保すること。

料金見直しにあたっては、より公平かつシンプルな料金体系とするため、対距離制、5車種区分へ見直し、これまでの料金見直しの事例を参考に、現行の高速自動車国道普通区間を目安とする激変緩和措置を講じること。

2. 長距離利用者が急激な負担増を伴う場合、物流への影響等を考慮して、上限料金等の激変緩和措置を講じること。また、高速道路の短距離利用促進および一般道路の渋滞緩和を考慮して、ターミナルチャージを設けず、下限料金を適切に設定すること。なお、短距離利用促進のために、1区間の利用であればどの区間でも下限料金となるよう、短距離区間利用割引を導入すること。
3. 車種間比率については、物流への影響等を考慮して、これまでの料金見直しの事例を参考に、激変緩和措置を講じること。
4. 一般道の沿道環境や物流への影響等を考慮して、大型車と特大車への深夜割引を導入すること。
5. 明石方面と神戸都心部間の通行に、北神戸線や神戸山手線、新神戸トンネルを利用しても、第二神明道路と阪神高速神戸線を利用した場合と同じ料金となる「神戸都心流入割引」について、今後も引き続き適用すること。
6. 第二神明道路の料金見直しにあわせて、第二神明道路の渋滞解消につながる交通容量拡大などの交通対策や、神戸西バイパスにおける有料道路事業の導入による早期整備など神戸市以西の道路ネットワーク整備を促進すること。また、神戸西バイパスの一般部についても、専用部との同時供用に向けた着実な整備促進を図ること。
7. 新料金導入が一般道も含めた自動車交通に与える効果や影響について明らかにすること。
8. 新料金の導入に際しては、利用者の理解が得られるよう、効果的な方法で広く周知を図り、速やかに導入すること。

**新たな第二神明道路料金に関する提案
(神戸市以西の高速道路を賢く使う料金体系)**

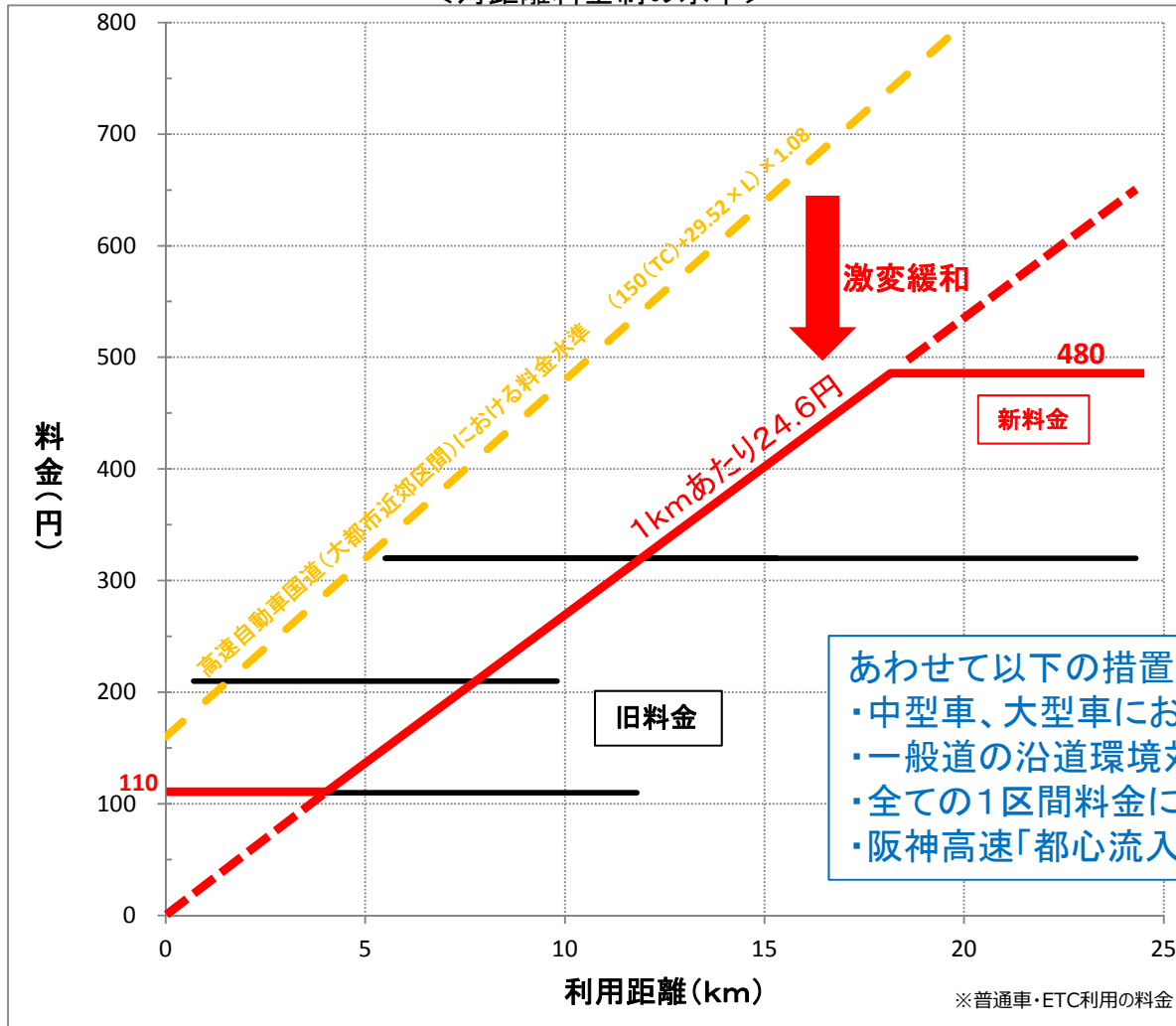
【参考資料】

平成29年12月

料金体系の整理と激変緩和措置の導入

- ①対距離料金制、5車種区分導入
 - ②ターミナルチャージ0円、1kmあたり24.6円(高速自動車国道(普通区間)の水準)
 - ③上限料金設定(480円)、下限料金現状維持(110円)
- 上記について、効果的な方法で広く周知を図り、速やかに導入すること。

<対距離料金制の水準>



<5車種区分への統一>

| 3車種区分 (第二神明現行) | | 5車種区分 (NEXCO路線、阪神高速) | |
|-------------------|-----|-------------------------|------|
| 普通車 | 1.0 | 軽自動車等 | 0.8 |
| 大型車 | 1.5 | 普通車 | 1.0 |
| 特大車 | 3.5 | 中型車 | 1.2 |
| | | 大型車 | 1.65 |
| | | 特大車 | 2.75 |

あわせて以下の措置を導入

- ・中型車、大型車における車種間比率の激変緩和措置
- ・一般道の沿道環境対策(大型車、特大車の深夜割引)
- ・全ての1区間料金について下限料金の適用
- ・阪神高速「都心流入割引」の継続

※料金未徴収区間を解消し、利用者の公平性を確保